

C-1-2 施設（コンセプト）

意見書 No	内 容
11-1	奥山という風光明媚な里山の景観を損なうものであること。 貴重な御意見ありがとうございます。 そうした皆さまの御意見を参考に、より良い施設を目指して参ります。 当施設のイメージアップを積極的に図っていくことで、悪い風評を払拭したいと考えております。その具体策については、今後の課題にはなりますが、 例えば ・ビオトープなどを設置し積極的に生物多様性に配慮した施設づくりを目指すこと ・周辺に桜やあじさいなどを植林することで風光明媚な景観を目指すこと ・青少年向けに環境系の社会科見学に供すること 等を検討していきたいと考えております。
12-1	なぜこの土地に最終処分場を作るのですか？最終処分場の適地とはどのような場所ですか？ 1：ミダツクの生立ちにまつわる考え。 当社はここ浜松で誕生し、これまで58余年、廃棄物処理会社として^{はばかり}^{さしう}りながら些少とも地元へ貢献してこれたと自負しております。 当社では、静岡県に3施設、愛知県豊橋市に1施設を持ちますが、やはりこの愛着ある創業の地である浜松での施設設置を基本と捉えております。 2：中部圏で最終処分場が不足しており、この地に必要とする考え。 ・浜松市の状況は、平成19年3月刊の「浜松市産業廃棄物処理基本計画」によると ・平成16年のデータで、浜松市での産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は168万トンとなっています。 ・この内最終処分まわる量は9%の13.3万トンになります。 ・さらに、この発生量のうち「約90%」が「市外へ搬出」されているのが現状です。 ・同基本計画では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに不足している状況にあります。」と報告しています。 ・この「域外搬出」の状況は、浜松市だけでなく静岡県や中京圏でも同じ状況で、これらからは長期の運営が可能な最終処分場が強く求められています。 ・今後本施設が稼動すれば、<u>地元は勿論のこと中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に大きく貢献できるものと強く信じております。</u> 3：この地が最終処分場立地としての適切とする考え。 ・廃棄物の最終処分場の場所選定の主な判断基準は、次の4点と考えております。 ① 収集運搬の効率 ② 周辺状況 ③ 地形地質 ④ 災害等に対する安全性 ・当社で最終処分場として適するかについて、上記4項目について検討した結果、

	① について:第2 東名のIC に近く、収集運搬の効率が非常に高いと考えました。 廃棄物であっても、他の物流と同じく、コストにはじまり二酸化炭素削減なども考慮せねばなりません。 ② について:山間部にあり、周辺の民家様まで一定の距離を置いている。 皆さまのいろいろな御意見もありましたが、相対的にはやはりこの点は評価できる部分だと考えております。 ③ について:岩盤上にあり、地盤強度が確保されていること。 皆さまの断層に対するいろいろな御意見もありましたが、私どもとしてはこの点については評価できる部分と考えております。 ④ について:岩盤上にあるため地震力に強く、また地すべりや土石流の危険地域には、指定されていないこと。 以上より、当社としてはこの地が、廃棄物の最終処分場として適地であると判断しました。
12-2	なぜ今までの自然豊かな町の環境を壊そうとするのですか？普通の感覚の人間でしたら、この緑を守りたい、このきれいな空気を守りたいと思うのが、普通だと思いますが、どのようにお考えでしょうか？ こうした施設は所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆さまにはなかなか理解していただけない施設であることは承知しております。 しかしながら、私どもは今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆さまに御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。 また竣工となれば、地元は勿論のこと中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に貢献できるものと強く信じております。
39	施設コンセプトの中にある「環境教育の場」と明記されていますが、子供達の環境教育とはなんのでしょうか？ 当社は、廃棄物の適正処理の重要性についてこれからの社会を担う子供達に教えるため、施設見学会の開催を検討しております。 また施設見学会開催の他、弊社の事業活動を通して環境への意識を高めてもらうための体験型の環境学習プログラム等を今後検討していきたいと考えております。 具体的には、「座学会」「清掃活動イベント」「環境をテーマにした絵画コンクール」などをイメージしております。

廃棄物がもたらす有害性、緊急、恒久対策の必要性を客観的に表す指標として、地下水の浸水や周辺環境への有害物質の流出状況、崩落の危険性の詳細な調査が年間通じて恒久的に実施されるべきであると思います。

何か事故が起き巻き添えになるのは常に住民であり、後追い対策になっているのが現実だと思います。

何か事故があったとき責任回避などはしないと思っていますが、よくある話です。

それより、なぜこの場なのですか。住民が少ないからですか。

安全な施設であれば山の中に作らなくとも街の真ん中に作ってみてはいかがですか。

最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。

「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。

「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。

廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。

また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。

次に、当計画についてこの地を選んだ理由は次のとおりです。

当社では、廃棄物の最終処分場の場所選定の主な判断基準を、次の4点と考えております。

① 収集運搬の効率 ② 周辺状況 ③ 地形地質 ④ 災害等に対する安全性

そして、最終処分場として適するかについて、上記4項目について検討した結果、

① について：

第2東名のICに近く、収集運搬の効率が非常に高いと考えました。

廃棄物であっても、他の物流と同じく、コストにはじまり二酸化炭素削減なども考慮せねばなりません。

② について：

山間部にあり、周辺の民家様まで一定の距離を置いている。

皆さまのいろいろな御意見もありましょうが、相対的にはやはりこの点は評価できる部分だと考えております。

③ について：

岩盤上にあり、地盤強度が確保されていること。

皆さまの断層に対するいろいろな御意見もありましょうが、私どもとしてはこの点については評価できる部分と考えております。

④ について：

	岩盤上にあるため地震力に強く、また地すべりや土石流の危険地域には、指定されていないこと。 以上より、当社としてはこの地が、廃棄物の最終処分場として適地であると判断しました。
106-3-5	屋根を設置することにより浸出水の水量が激減すると思われるが、設置しなかった理由はなにか(浸出水発生抑制対策)。 屋根付の処分場として浸出水処理施設を設けない又は小さくした処分場の事例もあるようです。しかし、大雨を伴う台風で屋根が吹き飛んだらなすべがありません。当社では、屋根を設けることよりも降った雨を確実に処理する方法を選択しました。 なお、浸出水抑制対策としては、埋め立てが終了した区画についてはオーバーキャッピング(上部を粘土付シート)で覆い、浸出水を抑制することを計画しています。この方式も各種処分場で実績がある方法です。
107-1	当計画は、株式会社ミダックが営利を目的として、独自に発案したものか？ ことの発端は、(有)三嶽鉱山様からの跡地利用に関する相談を受けたのがはじまりです。ですが、それ以降は、当社において独自に計画を検討してきております。 また、施設計画の目的ですが、当社が私企業である以上利益を追求することは、誠に僭越では御座いますが御理解いただきたいところであります。 しかし、当社はここ浜松で誕生し、これまで58余年、廃棄物処理会社として^{きん}りながら^{せう}些少とも地元へ貢献してこれたものと自負しております。当然、そうした廃棄物処理会社としての社会的責任を負う者として、今後本施設が稼動すれば、地元や中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に大きく貢献できるものと強く信じこの計画を進めております。 当社は経営理念として、「ミダックは、水と大地と空気そして人、すべてが共に栄えるかけがえのない地球を次の世代に美しく渡すために、その前線を担う環境創造集団としての社会的責任を自覚して、地球にやさしい廃棄物処理を追求してまいります。」を掲げております。 その意図するところは、「廃棄物の処理は、地域や地球環境に直接影響を与え得る業務であり、処理の各段階において常に環境保全に配慮した業務を行い、環境汚染の予防に努めています。そして、当社では資源循環型社会構築の一翼を担うべく、適正で効率的な廃棄物処理・リサイクルを実現するため、人材、処理ノウハウ、設備等の充実を図っていきたい。」という願いを込めたものです。 決して己の利益のみを追求するが故^{ゆえ}の計画では御座いません。 何卒、御理解を賜りたく存じます。
107-4	(株)ミダックが、当地を選定した理由は？

1：ミダックの生立ちにまつわる考え。

- ・ 当社はここ浜松で誕生し、これまで 58 余年、廃棄物処理会社として^{はばか}りながら^{さしう}些少とも地元へ貢献してこれたものと自負しております。

当社では、静岡県に 3 施設、愛知県豊橋市に 1 施設を持ちますが、やはりこの愛着ある創業の地である浜松での施設設置を基本と捉えております。

2：中部圏で最終処分場不足しており、この地に必要とする考え。

- ・ 浜松市の状況は、平成 19 年 3 月刊の「浜松市産業廃棄物処理基本計画」によると、
 - ・ 平成 16 年のデータで、浜松市での産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は 168 万トンとなっています。
 - ・ この内、最終処分にまわる量は 9%の 13.3 万トンになります。
 - ・ さらに、この発生量のうち「約 90%」が「市外へ搬出」されているのが現状です。
 - ・ 同基本計画では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに不足している状況にあります。」と報告しています。
- ・ この「域外搬出」の状況は、浜松市だけでなく静岡県や中京圏でも同じ状況で、これらからは長期の運営が可能な最終処分場が強く求められています。
- ・ 今後本施設が稼動すれば、地元や中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に大きく貢献できるものと強く信じております。

3：この地が最終処分場立地としての適切とする考え。

- ・ 廃棄物の最終処分場の場所選定の主な判断基準は、次の 4 点と考えております。
① 収集運搬の効率 ② 周辺状況 ③ 地形地質 ④ 災害等に対する安全性
- ・ 当社で最終処分場として適するかについて、上記 4 項目について検討した結果、

① について：

第 2 東名の IC に近く、収集運搬の効率が非常に高いと考えました。

廃棄物であっても、他の物流と同じく、コストにはじまり二酸化炭素削減なども考慮せねばなりません。

② について：

山間部にあり、周辺の民家様まで一定の距離を置いている。

皆さまのいろいろな御意見もありましょうが、相対的にはやはりこの点は評価できる部分だと考えております。

③ について：

岩盤上にあり、地盤強度が確保されていること。

皆さまの断層に対するいろいろな御意見もありましょうが、私どもとしてはこの点については評価できる部分と考えております。

④ について：

岩盤上にあるため地震力に強く、また地すべりや土石流の危険地域には、指定されてい

ないこと。

以上より、当社としてはこの地が、廃棄物の最終処分場として適地であると判断しました。

107-5

第 2 東名高速道路や三遠南信道路が完成すると、県外からも産廃が搬入しやすい位置となるが、県外の産廃も受け入れる計画か？

(現状)

●浜松市：平成 19 年 3 月刊の「浜松市産業廃棄物処理基本計画」によると

- ・平成 16 年のデータで、浜松市での産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は 168 万トンとなっています。
- ・この内最終処分にまわる量は 9%の 13.3 万トンになります。

(平成 20 年の県発表のデータでは発生量は 178 万トンに増加しています。)

- ・さらに、この発生量のうち「約 90%」が「市外へ搬出」されているのが現状です。
- ・また同基本計画では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに不足している状況にあります。」と報告し、締めくくっています。

●静岡県：平成 22 年 3 月刊の「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」によると

- ・平成 20 年のデータで、静岡県での産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の発生量は 1, 280 万トンとなっています。
- ・この内最終処分にまわる量は 8%の 98.1 万トンになります

●中部 5 県：平成 18 年 12 月「社団法人中部経済連合会刊」刊の「安心安全な産業廃棄物処理を目指して」によると

- ・平成 15 年のデータで、中部 5 県での産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は 3, 927 万トンとなっています。
- ・この内最終処分にまわる量は 7%の 291 万トンになります。
- ・さらに、この発生量のうち「約 70%強」が「中部圏外へ搬出」されているのが現状です。
- ・また同提言では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに逼迫状況にあります。」と報告し、「さらに成長を継続するためにも、安定した最終処分場の確保が必要。」と締めくくっています。

(搬入の予定)

このように現状は浜松市から市外へ、静岡県から県外へという流れが顕著です。

当然ではありますが、施設の予定地の存する位置からも、また当社の果たすべき社会的責務からも、まずは市外へ搬出されている、また県外へ搬出されている最終処分向け廃棄物を、受入れることが第一義の義務だと考えております。

一方、少し視点を広げ中部圏という地域で見れば、中部圏から圏外へ搬出される廃棄物についても同様の意義を感じます。

幸いにも近隣には第 2 東名の IC もあり、大局的な視点で考えれば、CO2 削減の意味からも、

	交通至便な当施設は「比較的広域な市場」を考慮できるのではないかと考えております。 ただし、具体的な各内外の割合については、未だ計画段階ですので現状では明確な数値は提示できません。上記の現状を踏まえつつ、地元からの需要に応えることをまず念頭に、今後計画を進めていくなかで、営業的部分での市場調査を進めながら検討していく所存です。
109-1	「不景気で取り扱うゴミの量が減った」ことを理由に産廃の焼却施設の建設中止をしているのに、新たな産廃施設の建設は矛盾があるのではないか？ 私どものマスコミへの説明が少々不足していたのか、はたまた記事にする際省略されたのかもしれませんが、必ずしも射を射た記事内容とはなっていなかったようです。 確かに、ここ数年来の経済不況、および産業構造変化や市民のゴミに対する意識改革などにより廃棄物のそのものの総量が減少していることは間違い御座いません。 さらに、こうした状況に追い討ちをかけるように、焼却施設を取り巻く事業環境では、一種のブーム的な動きがここ何年かあり各地に焼却施設が乱立しました。これにより所謂焼却事業については需給関係が大きく崩れることとなり、結果当社の計画も見直しせざるをえなくなりました。 一方、最終処分場事業については、現状および将来に亘って依然施設不足、残余容量の不足は解消しておらず、地域経済からは望まれるものとなっております。
109-2	設置にあたりこの場所を選定した理由が知りたい。他の場所への設置も検討された上で決められたのであれば、どのようなところが候補にあげられたのか知りたい。産廃の排出の多い地域の近くに設置すればよい。 当然では御座いますが、今回の計画に際して他の場所・他の地域も含め検討してこなかったわけではありません。長年に亘り、その都度候補地が挙がればその候補地について検討はしてまいりました。ですが、時期的なズレがあったりして、必ずしも複数の候補地を一線にして比較検討できたわけではありません。その意味では、比較検討の結果としてこの地を選んだということにはなりません。 御意見にある「産廃の排出の多い地域の近くに設置すればよい。」については、どの程度の距離をもって近い遠いを判断して良いかは分かりませんが、所謂中部圏においては最終処分場が不足しており、中部圏に含まれるこの地に最終処分場が必要と考えております。 浜松市の状況は、平成 19 年 3 月刊の「浜松市産業廃棄物処理基本計画」によると ・平成 16 年のデータで、浜松市での産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は 168 万トンとなっています。 ・この内最終処分にまわる量は 9% の 13.3 万トンになります。 ・さらに、この発生量のうち「約 90%」が「市外へ搬出」されているのが現状です。

	・同基本計画では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに不足している状況にあります。」と報告されています。 ・この「域外搬出」の状況は、浜松市だけでなく静岡県や中京圏でも同じ状況で、これからは長期の運営が可能な最終処分場が強く求められています。 今後本施設が稼動すれば、地元や中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に大きく貢献できるものと強く信じております。
109-7	持ち込まれる廃棄物の排出元はどの地域に及ぶのか知りたい。また、定期的な埋設物の情報の詳細（危険性や量）の開示の可能性について確認したい。 (排出元地域について) ●浜松市：平成 19 年 3 月刊の「浜松市産業廃棄物処理基本計画」によると ・平成 16 年のデータで、浜松市での産業廃棄物の発生量は 168 万トンとなっています。 ・この内最終処分にまわる量は 9%の 13.3 万トンになります。 ・さらに、この最終処分量のうち「約 90%」が「市外へ搬出」されているのが現状です。 ・また同基本計画では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに不足している状況にあります。」と報告し、締めくくっています。 ●静岡県：平成 22 年 3 月刊の「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」によると ・平成 20 年のデータで、静岡県での産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の発生量は 1,280 万トンとなっています。 ・この内最終処分にまわる量は 8%の 98.1 万トンになります ・(県の「県外へ搬出」データは無い！ 県廃棄物リサイクル課インタビューにて) ●中部 5 県：平成 18 年 12 月「社団法人中部経済連合会」刊の「安心安全な産業廃棄物処理を目指して」によると ・平成 15 年のデータで、中部 5 県での産業廃棄物の発生量は 3,927 万トンとなっています。 ・この内最終処分にまわる量は 7%の 291 万トンになります。 ・さらに、この最終処分量のうち「約 70%強」が「中部圏外へ搬出」されているのが現状です。 ・また同提言では、明確に「最終処分場は、安定型・管理型ともに逼迫状況にあります。」と報告し、「さらに成長を継続するためにも、安定した最終処分場の確保が必要。」と締めくくっています。 このように現状は浜松市から市外へ、静岡県から県外へという流れが顕著です。当然ではありますが、施設の予定地からも当社の果たすべき社会的責務からも、まずは市外へ搬出されている、また県外へ搬出されている最終処分向け廃棄物を、受入れることが第一義の義務だと考えております。 一方、少し視点を広げ中部圏という地域で見れば、中部圏から圏外へ搬出される廃棄物についても同様の意義を感じます。また、幸いにも近隣には第 2 東名の IC もあり、大局的な視点で考えれば、CO2 削減の意味からも、交通至便な当施設は「比較的広域な市場」を考慮できるのでは

[illegible]

あります。

。をまひりて
さす機を

卷之二

としての提示（閲覧）は可能です。